

国立大学法人九州大学高度専門職員人事規程

平成26年度九大就規第25号  
制 定：平成27年 3月30日  
最終改正：令和 5年 3月30日  
(令和4年度九大就規第51号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第5条第5項、第7条第3項及び第42条の2の規定に基づき、高度専門職員の選考の方法、職種その他の必要な事項について定めるものとする。

(選考の方法)

第2条 高度専門職員の選考は、次の各号に掲げる職種の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 次条第1項第1号に掲げる者 九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第1項に定める研究戦略会議及びオープンイノベーションプラットフォーム戦略会議並びに役員会の議を経て、総長が行う。
- (2) 次条第1項第2号又は第3号に掲げる者 所属する組織に設置する委員会等及び役員会の議を経て、総長が行う。

(職種)

第3条 高度専門職員の職種は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究推進職
- (2) 学術推進職
- (3) 寄附推進職

2 前項各号に掲げる者の職務その他の必要な事項は、別に定める。

(雇用経費)

第4条 高度専門職員のうち、前条第1項第1号に掲げる者の雇用経費は、競争的研究費とする。

2 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合においては、運営費交付金をもって充てることができるものとする。

(研修の機会)

第5条 第3条第1項第1号又は第2号に掲げる高度専門職員には、研修を受ける機会が与えられるものとする。

2 前項に掲げる高度専門職員は、職務に支障のない限り、所属する部局等の長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大就規第4号）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大就規第9号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大就規第1号）

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大就規第25号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大就規第1号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大就規第23号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第51号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。